

箕面市障害者市民施策推進協議会結果報告書

会議名：令和3年度箕面市障害者市民施策推進協議会
第1回障害者差別解消法部会

日時：令和4年（2022年）3月15日（火）午後1時～3時

場所：ささゆり園 プレイルーム

出席者：構成員等8名、事務局3名

傍聴者：なし

協議内容：下記のとおり

1. 冒頭

- ◆座長挨拶。
- ◆配布資料及び案件と時間配分を確認。

2. 各案件

【案件1】障害者差別解消法について

- ◆事務局から資料1に基づき説明。
 - ・ 改選後初回の会議で初めてのかたもおられるので、改めて法の趣旨などについて確認の意味で説明させていただく。
 - ・ 合理的配慮の実施について、国や自治体等は法的義務、事業者は努力義務となっているが、大阪府下においては条例の規定により令和3年4月から事業者においても義務化されている。
- ◆以下のとおり質問、意見があった。
 - ・ 薬の影響で、筋肉がこわばり表情がうまく作れず、体も動きにくかった。駅前でチラシを配布されている人がいたが、自分の様子を見てかなり避けられ、チラシももらえなかった。こういう事例は法律の対象になるのか。
→（事務局）
チラシ配りを実施している大元の事業者がいると思うが、障害を理由として配られなかったのであれば差別にあたる可能性がある。まずは双方の事実確認が必要で、一概には言えないが、可能性としてはありえる。
 - ・ 自分も普段チラシをもらうことがなかったが、そもそもそれが差別と思ったこともなかった。それが対象になるかもと考えることが斬新だと感じた。
 - ・ 障害が理由かどうかは分からない。障害でなくても、高齢だったり、強面だったり避ける可能性もある。車椅子の人に対して配らない人はいる。それが差別かどうかは分からないが、色々な角度・立場から議論するのは面白いと思う。

【案件 2】 障害者差別解消法に基づく取り組みについて

◆資料 2-1、2-2 に基づき事務局より説明。

◆以下のとおり質問、意見があった。

- ・ 啓発の②の学習会について、対象人数はどれぐらいの規模か。オンラインの受講は可能か。
→（事務局）
対象の明確な数は分からない。学習会の構成としては、映画上映の後に講師の方とディスカッションを行うというものだったと記憶している。オンライン配信はなかったかと思う。
- ・ グループホームの施設コンフリクトを受けて、市民への啓発を目的にしたものだと思う。どう市民に情報を届けてどうアプローチしていたのか。このタイトルでは、もともと関心のある人は参加するが、ターゲットとしている市民の参加は難しいと思う。
→（事務局）
人権施策室が所管のため、どのような広報をしていたのかを確認してお伝えしたい。
- ・ どうすれば多くの市民に参加してもらえるかを考えることが重要。学習会は問題意識がないと行かない。どれだけ関心を持ってもらうかが大事だと思う。
→（事務局）
仰るとおり、関心がある人は参加するが、関心がない人にどうやって届けるかを検討していきたい。
- ・ 新人職員への研修はどれぐらいの長さか。受講者からの意見等はあったのか。
→（事務局）
時間は1時間程度あったかと思う。事業所に協力をお願いし、当事者の生の声を聞かせてもらったり、ワークショップも企画していただいた。制約のある中でどうやってコミュニケーションを取るのかの難しさを感じてもらえたと思う。
- ・ 広報の方法について、箕面市の著名なかたにPRしてもらったり、マスコミを使ったりすることもできるのではないか。
→（事務局）
箕面市も最近公式ツイッターを開始した。どうしたら興味のある人以外の人を取り込めるかは課題ではある。色々な手法を検討したい。昔に比べたらツールが増えてきている。
- ・ ツイッターはもともと箕面営業室のものだったが、もっと気軽に使えるようになるということで、市のツイッターとして各担当室で利用できるようになった。SNSの活用や、インフルエンサーの力を借りることも一つだと思う。
- ・ 自分もタッキー816 箕面FM への出演をしたことがあり、色々な方法があると思う。SNS はツイッターのみか。

→（事務局）

箕面市公式のツイッター、ブログ、市長の活動報告をするフェイスブックがある。

- ・ SNS については、市民安全 LINE を活用できないかなど昨年度の会議で提案をしていたと思う。そこから進展していないのが残念なところ。当時は公式ツイッターはなかったが、今年の 2 月からできた。ツイッターは 3915 人もフォロワーがいるので使えると思う。割とゆるい広報をしているようなのですぐにでもできると思う。研修の情報や、こういうのも差別に当たりますよとか、相談窓口はここですよとか、気軽な発信もできるはず。先ほどの講座も、実際に参加した感想などをブログにあげてツイッターにそのリンクを貼っておけば、あとからアクセスした人も知ることができる。
- ・ もみじだよりの 3 月号の心の樹の記事も個人的にはすごくよかったと思っている。みなさんの働く様子が難しい言葉じゃなくてシンプルなことで表現されている。色々な角度から発信できればいいと思う。具体的な取組を今決めることはできないのか。

→（事務局）

色々なツールがあるし、複合的な活用ができるようにとは考えている。公式ツイッターに関しては、イベントだけでなく色々な案内ができるのではと考えていた。それを具体化していきたい。

- ・ 資料 2-2 の今後の取り組みだが、大阪府が具体的でわかりやすい広報物をたくさん出している。これを部会員の私たちも勉強し理解を深めることも大事。大阪府の人に来てもらって講義をしてもらうのもよいのではないか。府下ではたくさんの事例があり、頭から拒否されるような驚くべき事例もあると聞く。
- ・ 事業者への啓発や広報・周知も大事だと思う。箕面市は大きな会社はあまりないので、大きな商業施設への働きかけもするべき。事業者のかたがこの部会に参加するのも非常に良い勉強になるはず。是非色々なことを一緒に考えていきたい。

【案件 3】 障害者差別解消法にかかる相談事例について

◆事務局から資料 3-1、3-2 に基づき報告。

◆以下のとおり質問、意見があった。

（※資料 3-2 及び事例の詳細にかかる部分については、個人の特定を防ぐため非公開としています）

- ・ 2 例目の相談について、なぜ大阪府の相談員が同席したのか。

→（事務局）

大阪府に差別解消に関する広域支援相談員がいて、自治体や事業者からの相談に応じて助言をしたり、当事者からの相談に対応したりしている。実際に本件でも市から相談をしていたため、両者の面談にあたってコーディネートを行っていただいた。

- ・ 投票所の事案について、きっちりと話を聞くという対応ができていなかったのが問題だと思う。他のケースで同様のことが起きたときに対応できるように展開してほしい。
- ・ 自分も豊川支所へ期日前投票に行った際、エレベーターが修理中で使用できず、電話しても不通だった。「車椅子の方はエレベーターを使用してください」とあるのに電話番号も書かれていない。自分で調べて電話してやっと10分ぐらいして対応してくれた。そもそも期日前投票のタイミングでエレベーターの修理もするべきではないし、するのであれば案内掲示や人の配置が必要だと思う。投票所については障害者への意識を持ってほしい。

→ (事務局)

投票所では代筆が必要な場合や車いすのかたへの対応など色々なマニュアルはある。ただ、今回のような例は想像力や配慮の問題であり、庁内啓発や研修等で日ごろの窓口対応などでも活かしていきたいと思う。

- ・ エレベーターも含めてマニュアルに書けない部分もある。想像力と配慮が必要になる。
- ・ まず目の前の相手に対して非常に鈍感な対応だったと思う。相手の立場に立つという緊張感が欠けている。投票という非常に大事な局面で誠実に対応するという姿勢が欠如していた。合理的配慮とは相手が申し出てからということだが、選挙等の場合は合理的配慮にとどまらず、マニュアルに限らず色んなことを想定しておくべき。
- ・ 投票所は日常的な事務ではなく、選挙であるので重大さが違う。マニュアルだけでは対応しきれない。一度経験した人はそれ以降しないと思うが、他にそういった事例が起きないようにマニュアル化するだけではなく、どう周知して意識を持ってもらうかが大事だと思う。

→ (事務局)

マニュアル化だけでは足りないというのは理解できる。事案が起きてから思い出すこともある。日々の窓口で気付くこともあるので、選挙だけでなく研修等で少しずつでも繰り返し経験することが大事だと思う。

- ・ 平素からの気付きの積み重ねかと思う。今後ともよろしくお願ひしたい。
- ・ 事前説明等ができていないのにこういった事象が起きたのは残念に思う。地区防災委員会にも入っているが、何かあったときに本当に機能するのかと危惧している。研修を重ねても急にできるものではない。次の選挙で同じことが二度と起きないことを願っている。
- ・ 車椅子の方と市役所の窓口に行ったときも、職員によって対応が違う。車椅子の高さに合わせてくれる人もいれば、「いつ書くの?」と言わんばかりに待っているままの職員もいる。声を上げる必要もあるのかと思うが今後もよろしくお願ひしたい。
- ・ なぜそういった事例が発生したのか、そのプロセスやスタッフの意識がどうだっ

たかということまで掘り下げることが大事だと思う。大阪府の協議会では、「断られた」という事例に対し、なぜ断ったのか、状況はどうだったのかまで分析している。数回かけて議論することもある。少ない事例だとしてもそれを深めていくことが大事だと思う。そういった声を上げやすいシステムを、気軽に相談できる形を検討してほしい。

- ・ 3例目の多目的トイレについてだが、この対応で良いのか疑問である。当事者がいつでも使える状態にするための方法を考えるべき。
- ・ 2例目について、本人の気持ちを聞くために臨床発達心理士など専門家の力を借りることもできるのではないかと思う。
- ・ 啓発活動についての補足だが、小学校に車椅子バスケの選手が訪問し、実際に車椅子に乗ってバスケを体験できるという機会もある。箕面市が子ども向けの啓発をやっている。
- ・ それぞれの障害を持っている人も、学校など色々な場所で話をされている。
- ・ 車いすバスケ選手との交流はあすチャレ！School という事業で教育委員会で予算を確保して実施している。それ以外にも各校でも多彩な取り組みをしており、体験や当事者の話を聞くなど、保護者と一緒に参加できる機会を設けている。子どもたちは割とずっと内容が入るが、それを家庭で話したときに保護者がどんな反応を示すかで大きく違うと思う。家庭で話題にしてより深めてもらえたらと考えている。
- ・ 啓発の取組は学校ごとで企画することもできる。教育委員会で予算を取って各校で行うこともある。
- ・ 息吹が萱野北小学校でハートパークというイベントを行っていて、精神障害に関して触れる機会を設けている。

以上